

小川富也税理士事務所だより



**公的機関で在職者訓練
製造業で利用が増加**

公的な職業訓練機関を活用する製造業が増えている。独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が全国57カ所で運営する主に製造業向け職業訓練施設「ポリテクセンター」では、旋盤や溶接など

の在職者訓練の利用者が急増。2016年度までの5年間で約1・5倍増加した。

近年の人手不足で職場内訓

練(OJT)が困難になつてることや、世の中の急速な技術進化に追いつくために技能訓練を受けさせたいと考える企業が増えてきていることが背景にある。

厳しいコスト環境の下、廉価な公的機関での在職者訓練の需要は今後も増えるとみられ、技術を習得した社員を適所に配属すれば、生産性向上の一助になりそうだ。

業務効率化のアイデア 多様な人材が知恵出し

建設業のJ社は、各事業部出身の社員が業務改革のための専属チームに参加し、業務改善のアイデアを提案する手法で成果を上げた。同社は経営

統合により多様な人材が集まり、出身母体の違いで業務上のルールも違っていた。実施した業務改革の一つに、「移動事務所車」がある。ワゴン車を改造し、車内後部に作業デスクや簡易型エアコンなどを配置。現場作業に従事する社員が待機時間に簡易オフィスと化した車内で書類作成し、現場から報告書などを提出できる。事務所に戻つてから書類作成をする手間を省くことができ、残業時間削減などの業務効率化を実現した。

専属チームは主要事業部門から社員を選抜し、3ヶ月ごとに交代。各メンバーがそれらの経験に基づいて業務改善の方法を考え、これまでに

と、2017年の2人以上の勤労世帯の消費額は50～59歳が前年比0・7%増、60歳以上が5・4%増となつた。

ただし、40歳未満は前年より減少した。プレミアムフライデーなどの消費拡大策でも若年層の慎重姿勢は残つたままだ。

2人以上の勤労世帯で50歳以上の消費が増えた背景には、働く女性の増加と株高による資産効果がある。共働きによる世帯収入の増加と子どもの独立による教育費負担の減少、株の保有率が高い年配の世代が株高の恩恵を受けたことなどが消費に前向きなつた要因と考えられる。

一方、若年層の消費底上げのためには、賃金上昇のための環境作りなどが求められる。

30件以上のアイデアを提案した。

編集発行人
税理士・行政書士
小川富也

〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882

働く世帯の消費支出 若年層は慎重姿勢

企業統治指針

上場企業に求める行動規範のこと。コーヒーポレートガバナンス・コードとも呼ばれる。

企業活動の透明性を高めようと、金融庁と東京証券取引所が2015年6月に導入した。全73項目で、株主の権利・平等性の確保、適切な情報開示などについて守るべき原則を示す。強制力はない半面、指針を実施しない企業はその理由を投資家に説明しなければならない。

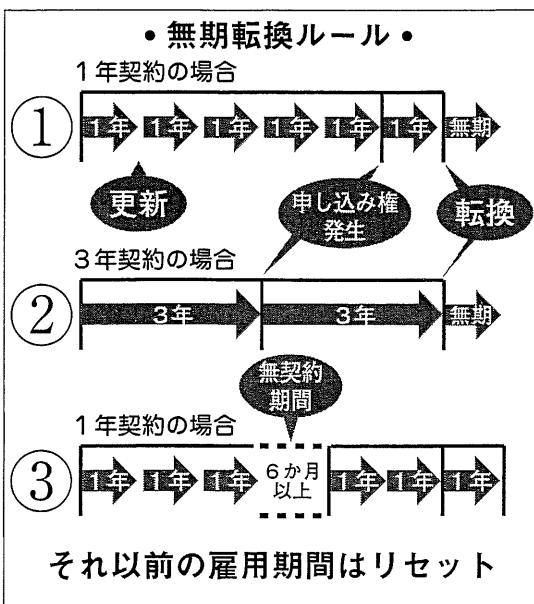
金融庁と東証は企業活動の透明性をより高めるため、今春に指針を改定する予定。欧米に比べて閉鎖的な日本企業の体质を改めるため、社外取締役の割合を増やすことを求める項目などを盛り込む方針。





有期雇用労働者の 「無期転換ルール」

—通算5年で無期契約に



平成30年4月1日よりパートや契約社員など有期雇用労働者の「無期転換ルール」の適用が開始されます。これは有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申し込みによって無期労働契約に転換しなければならないというものであります。そこで今回は、有期雇用労働者の「無期転換ルール」の概要についてお話しします。

平成25年の労働契約法の改正により、パート従業員など有期雇用労働者が同一の企業との間で通算5年にわたって反復して契約更新を行うと、労働者本人からの申し込みによつて有期労働契約から無期労働契約へと転換することができます。企業がこの申し込みを断ることは原則禁止されています。改正から5年が経つ今年4月以降には無期転換が本格化すると見込まれています。

この転換には5年を超えて働けば自動的に転換されるわけではなく、あくまで本人が会社側に申し込むことが必要です。無期転換ルールについて、「誰もが正社員になれる」「全ての労働者を正社員にしなければならない」といった誤解もあります。しかし無期転換で求められるのは、あくまで雇用契約

の期間を有期から無期にすることであり、仕事内容や働き方などは、原則として従来のままとなります。ただし、その企業の正規雇用労働者に対する設定されている定年のルールなどを無期転換する労働者に対しで適用する必要があるでしょう。

■通算契約期間の計算■

図①のケースは、1年契約が5回更新されて通算で5年を超えたために、6年目に入った段階で申し込みが発生しています。ここで申し込みをした場合には、その契約が満了した翌日から無期契約になります。

図②のケースでは、最初に3年間の契約をして、引き続いて3年間の更新をしたため、通算の契約期間が5年を超えることが決まりました。し

たがつてこの段階で無期転換の申し込みが発生しています。

また3ヶ月間は仕事がなかったが、また同じ職場で働くことになります。たとえば、契約と契約の間が空いていた場合については、例えば、1回の契約が1年以上のケースでみると、契約と契約の間に6ヶ月よりも長い無期契約期間がある場合には期間がリセットされます。(図③)。

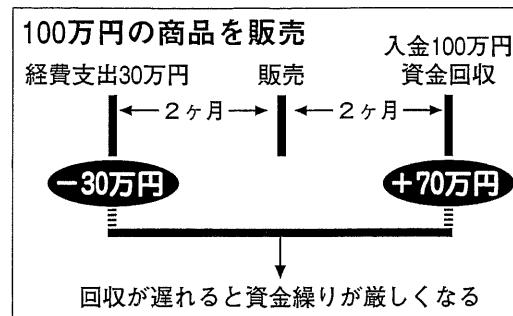
ただ、通算で5年に達する前に企業が労働者を雇い止めする場合には、本当に一定期間して注意が必要です。本当に一定期間して

か労働力が必要ない場合には、雇用契約が満了した時点で、労働者を雇い止めすることは合法です。しかし、労働契約法第19条のいわゆる「雇い止め法理」への配慮が必要です。

これは契約の上では有期雇用となつても、実質的には無期雇用と同じ扱いがされていたら、契約更新のための明確な手続きがない今まで何度も契約が繰り返されていた場合などでは、雇用関係の終了が認められない可能性があります。

■無期転換に伴う企業側の対応■

就業規則上で正社員と有期契約の労働者との労働条件や雇用形態の違いを明確化しておく必要があります。これは有期契約の労働者と無期転換を行った労働者の労働条件と雇用契約が同一のままであつた場合にトラブルが生じかねないためです。また無期転換者と正社員との間で仕事内容や責任の範囲、労働条件などに違いがないにもかかわらず、両者の評価に差が発生することもトラブルの原因になります。したがつて、有期契約の労働者と無期転換した労働者、無期転換した労働者と正社員、それぞれの間の定義や労働条件などの区別が就業規則上で行われていることが好ましいといえます。



回収が遅れると資金繰りが厳しくなる
売掛金を回収できない限り、いくら
数字上は利益が出ていても、それは
見せかけに過ぎません。売掛金が
現金化されないと、資金繰りに影響
が生じます。受注をしても売掛金が
回収を改善するための方策について考えてみます。

■ 不良債権化する前に ■
売掛金の回収状況の悪化や不良債権化は、中小企業にとって深刻な問題です。資金繰りが悪くなり、最悪の場合は、黒字倒産（帳簿上の収支計算は黒字でありながら倒産する）という事態もあるからです。そのためにも、すぐに対策を打たなければなりません。そこで今回は売掛金の回収を改善するための方策について考えてみます。

売掛金を回収できない限り、いくら数字上は利益が出ていても、それは見せかけに過ぎません。売掛金が現金化されないと、資金繰りに影響が生じます。受注をしても売掛金が回収できない限り、「儲け」にはならないことを全社員で認識します。

この支払条件と照らし合わせながら売掛金管理をすることが重要です。そして、月に1回は取引先ごとの売掛金の残高や「売上債権年齢」（売上債権が回収までにかかる期間）を確認しましょう。

この売上債権年齢が徐々に伸びているようであれば、不良債権化が進んでいる可能性がありますので、注意が必要です。

営業担当者による請求書の送付遅れや無理な条件で取引を行ってしまうことにより、売掛金の回収が遅れる場合もあります。どうしても、営業担当者の「受注が欲しい」という気持ちが先行すると、取引上の関係からあまり強い要請もできないといった側面もあります。このた

経営コーナー

売掛金の回収を改善 資金繰りの悪化を防ぐ

■ 不良債権化する前に ■

支払いが遅れている場合には、必ず支払い督促を行い、いつ支払いをされるのか確認することが大切です。支払いの督促がないと、「まだ払わなくとも大丈夫だ」と思われ、ますます払ってもらえないことがあります。

支払い督促 ■

確実に回収するためのルールを決めて実行していくことも大切です。
・ 支払期限を○日過ぎたら、督促のメールを出す。
・ さらに○日過ぎたら電話で催促する。

・ ○ヶ月経過した相手には内容証明を送付する。

・ その他少額訴訟など法的手段も把握し、ルールに盛り込んでおく——などが考えられます。

販売額の多い得意先には、不利な回収条件や値引き要請が多く見受けられます。このような得意先は、取引量は多くても必ずしも良い得意先とは言えず、取引額を減らすなどして交渉したり、場合によつては取引を止めるなど、適切なアクション

に移すこととも視野に検討しましょう。

■ 売上の増加と運転資金 ■

現金商売をしている会社は、売上が増加すれば、即入金となりますから資金繰りは楽になります。これが「現金商売は強い」といわれる理由です。

しかし多くの会社は、材料や商品の仕入れ、経費などの支払いが先になり、売上の入金が後になります。よって売上の入金があるまで、増加した支払いが先行してしまっており運転資金も増加します。売上の回収期間が長ければ長いほど、資金繰りは忙しくなります。

運転資金を確保できる手元資金があれば資金繰りは回りますが、これが不足するような場合には、外部からの資金調達が必要となります。そして外部からの運転資金が調達できないような場合には、帳簿上の収支計算は黒字でありながら倒産する、いわゆる「黒字倒産」を招く恐れがあります。

売上や利益はもちろん大切ですが、「手元にどれだけの現金（キャッシュ）が残るのか」も非常に重要なことです。売上アップの計画があるのであれば、それに合わせて資金繰りの計画も検討しましょう。



◆平成30年度税制改正大綱◆ 所得拡大促進税制の改組 賃上げ+設備投資で法人税軽減

平成30年度税制改正において注目される改正項目の一つが、所得拡大促進税制の改組による法人税の軽減です。度々、改正が行われている所得税拡大促進税制ですが、平成30年度税制改正では、企業が収益を設備投資や人材育成投資に振り充て、持続的な賃上げを後押しする観点から、要件を厳しくした上で税額控除割合が拡大されることになります。

■賃上げ・設備投資等を後押し

今回の改正で、大企業については、現行では平均給与等支給額が前年度比2%以上が要件でしたが、これを3%以上に引き上げた上、国内設備投資額が当期の減価償却費の総額の90%以上という要件が加わり、これらの要件を満たせば、給与等支給増加額の15%が税額控除できる仕組みに変わります。

さらに、教育訓練費（人材投資）を一定以上増加させるなど、人材育成投資に積極的な企業に対しても、控除率が5%上乗せされ、20%の税

額控除が認められます（当期の法人税額の20%を上限）。

■中小は設備要件なしで適用

一方、中小企業については、大企業に比べ要件が緩く、平均給与等支給額が前年度比1・5%以上の要件のみ（設備投資要件なし）で、給与等支給増加額の15%の税額控除ができます。

さらに、教育訓練費の増加要件を満たせば、控除率が10%上乗せされ、最大25%の税額控除が認められます（当期の法人税額の20%を上限）。

■大企業向けペナルティ措置

なお、所得が増加しているにもかかわらず、賃上げや設備投資をほとんど行っていない大企業に対しては、研究開発税制その他一定の税額控除の適用はできないこととされます。本稿は、平成30年度税制改正大綱を元にまとめました。国会における法案審議の過程において、修正・削除・追加などが行われる可能性があることにご留意下さい。

4月の税務と労務

一税務

- ★ 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者があるときは4月16日までに関係の市町村長に要届出
- ★ 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
申告期限…5月1日（道府県及び市町村）
軽自動車税の納付
- ★ (1)賦課期日…4月1日
(2)納期限…4月中において市町村の条例で定める日
固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付
- ★ 納期限…4月中において市町村の条例で定める日
3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- ★ 納期限…4月10日
2月・5月・8月・11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）
申告期限…5月1日
- ★ 2月・5月・8月・11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…5月1日
- ★ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…5月1日
- ★ 8月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
申告期限…5月1日
消費税の年税額が400万円超の5月・8月・11月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…5月1日
- ★ 消費税の年税額が4,800万円超の1月・2月・11月決算法人の1月ごとの中間申告（12月決算法人は2か月分）（消費税・地方消費税）
申告期限…5月1日
- ★ 固定資産課税台帳の総覧期間
4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間
- ★ 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間
市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの期間等

一労務

- ★ 健保・厚保の保険料の納付 納期限…5月1日

教える側の自立と成長

り、悩んでいるからこそ問題意識が明確になります。悩みがなれば、考えることも少ないでしょう。▼人に教える立場に立つということは、感覚的にいえば「自分の下に人がつく」ということです。入社数年目で今まで一番下の端だった社員も、後輩がつくことで、自然と「自分も先輩になつた」という自覚と責任感が生まれてきます。若手を教育することは、実は先輩社員の自立を促し、成長を加速させる効果もあるのです。